

**全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設
立準備委員会事務局長会議資料**

**保 険 局 総 務 課
保険システム高度化推進室**

平成18年12月4日

健康保険法施行規則及び国民健康保険法施行規則 の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の概要

保険医療機関・保険薬局から保険者あてに提出されるレセプトの一部は、被保険者情報の転記ミス等により、「資格過誤」として保険者から請求元の医療機関・薬局に返戻されており、それに伴って、医療機関・薬局、審査支払機関、及び保険者の各段階で再請求、再審査等の事務やそれに伴う費用の負担を生じさせている。

こうした資格過誤を解消するためには被保険者証記載内容の自動転記化を行うことが有効であることから、被保険者証の券面に当該券面における記載事項の一部を二次元コードに記録させて装着することを目的として所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

【本則改正関係】

- 被保険者証に二次元コード*（日本工業規格X0510に適合するもの（以下「QRコード」という。）に限る。）を装着する際に、二次元コードに記録する情報を以下のとおりとすること。

- ① QRコードの記録方式の番号
- ② 保険者番号
- ③ 被保険者証の記号及び番号
- ④ 被保険者又は被扶養者の区別
- ⑤ 被保険者又は被扶養者の氏名（片仮名によるものに限る。）
- ⑥ 被保険者又は被扶養者の性別
- ⑦ 被保険者又は被扶養者の生年月日
- ⑧ その他、前各号に掲げるもののほか、保険者が必要と認める事項
(被保険者証の様式及び記録事項の詳細な内容については、別添を参照)

* 二次元コードとは、縦・横二方向に情報を持つことによって、記録できる情報量を増加させたコードをいう。

【様式改正関係】

- 被保険者証へのQRコードの装着は、貼付又は印刷による方式とすること。
- 被保険者証に装着するQRコードのセルサイズは0.25mm以上0.75mm以下とし、誤り訂正レベルはレベルM（汚れや破損部分がQRコード全体の約15%あったとしても残った部分から情報の復元が可能なレベル）とすること。

【附則関係】

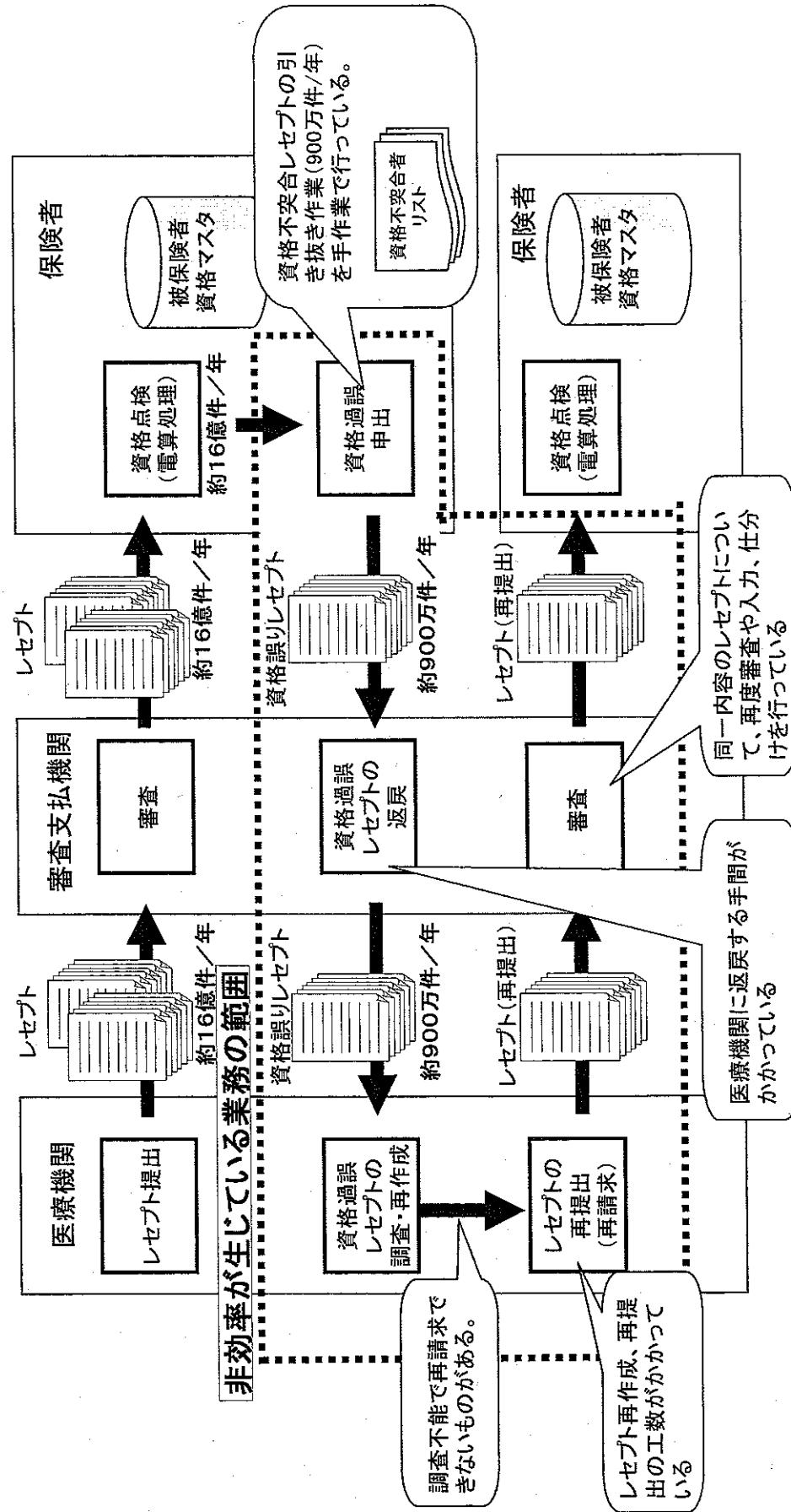
- 経過措置として、以下の規定を設けること。
 - ① 当分の間は、改正前の様式により被保険者証を交付することができる。
 - ② 改正省令の施行の際、既に交付されている被保険者証については、改めてQRコードを装着する必要はない。

3 施行期日

平成20年4月1日

レセプト返戻業務の流れ

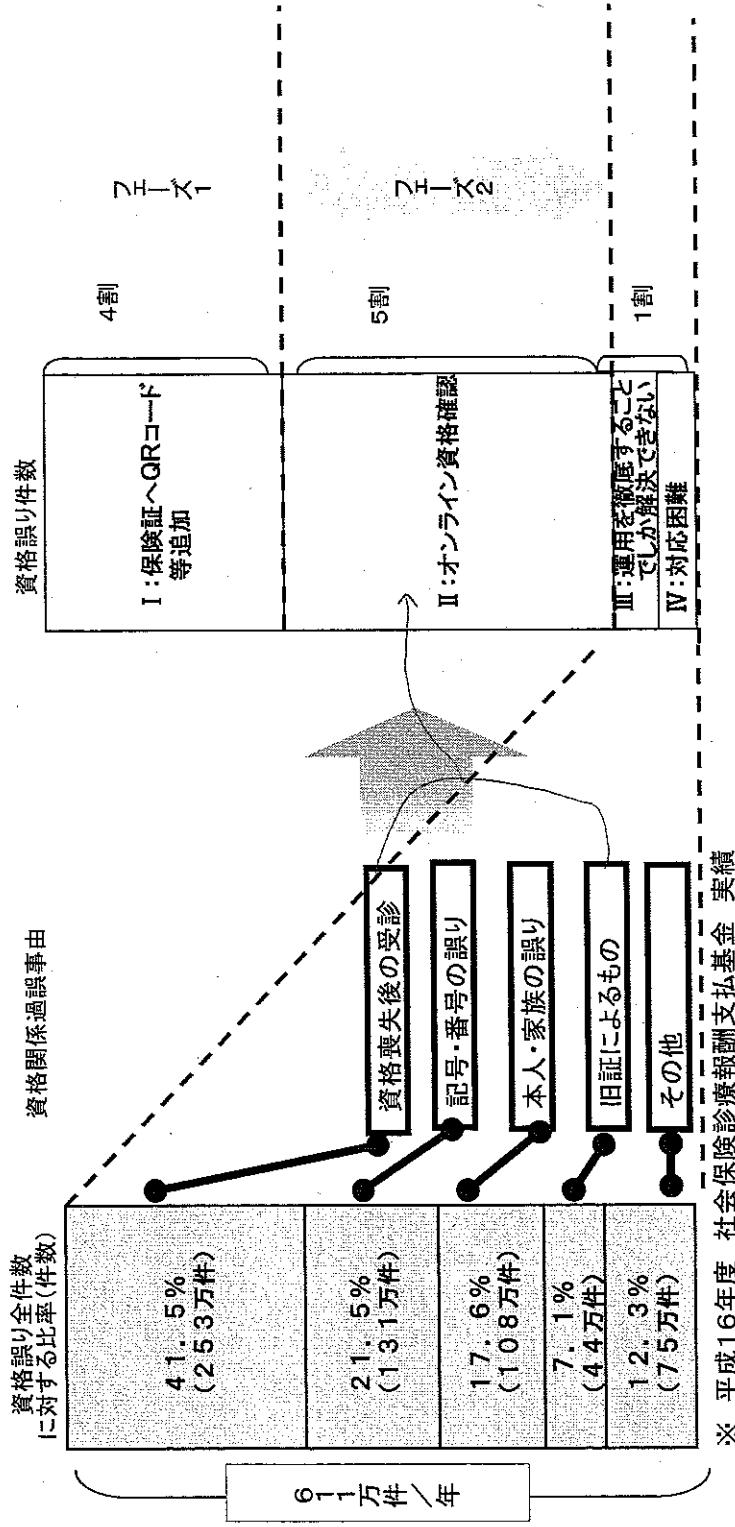
現在は、下図の□の範囲で□の項目について非効率が発生している。



参考

各施策の実施により達成可能な効果

フェーズ1・2の実施によって、削減可能な資格過誤レセプト件数を試算した結果を示す。



フェーズ1 QRコード等を保険証に追加することにより、資格過誤レセプトは、**約4割** 削減可能

フェーズ2 被保険者登録状況のオンライン照会の仕組みを構築することにより、資格過誤レセプトは、**約5割** 削減可能

○資格過誤によるレセプト返戻内容の証記載の解消について

ねらい	医療機関において、患者受付時の登録誤り(被保険者証転記ミス)などにより発生するレセプトの返戻作業を削減する。
解決の方向 (本仕組みの概略)	被保険者証の券面に、券面記載情報を格納した2次元コード(QRコード)※を装着し、医療機関のコンピュータへ正確に登録(自動入力)できるようにする。
	<p>①保険者はQRコードを装着した 被保険者証を発行する</p> <p>②医療機関では、患者情報登録を QRコードを読み取ることにより 行う</p> <p>③転記ミスの無い レセプトが作成 される</p>
概要図	
実施方法(案)	<p>QRコードには、被保険者証の券面記載事項のうち、請求(レセプト記載)に必要な項目(別紙)を、決められた様式で収録する</p> <p>※レセプトの返戻件数：年間約900万件のうち4割程度を解消できると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①早急に厚生労働省においてQR付き個人カードの仕様を定め、保険者の自主的な取組により推進。 ②一定期間後(例えば、平成20年度以降)において、保険者が個人カード化しようとするときは、①の仕様でなければならないものとする。 ③更に一定期間後においては、すべての保険者に個人カード(QR付き)への切り替えを義務付ける。 <p>※社会保障分野においてICカードの導入がされたことになった場合は、それにあわせて装着方法をQRコードからICチップに切り替える。</p>